

来庁者の皆様へ

千葉運輸支局では、健康増進法の一部を改正する法律の施行により、

2019年7月1日(月)より

屋内喫煙所を廃止致します。

このことから、屋内外を問わず

敷地内全面禁煙

となりますので、ご理解ご協力をお願い致します。



<関係法令等>

- 健康増進法の一部を改正する法律
行政機関の施設は敷地内禁煙
- 千葉市受動喫煙の防止に関する条例
行政機関の庁舎の屋外に、喫煙場所を
設置しないよう努める